公平委員会の主な業務について

〇勤務条件に関する措置の要求

　勤務条件に関する措置の要求（以下「措置要求」という。）の制度は、一般職の職員（条件付採用期間中の職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む。）が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度です。（企業職員及び単純労務職員を除く。）

　当委員会は、職員から措置要求があった場合は、必要な審査を行い、事案を判定します。その要求の全部又は一部を認める判定を行った場合には、その結果に基づき、当委員会の権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については当該事項の権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

〇不利益処分に関する審査請求

　不利益処分に関する審査請求の制度は、一般職の職員（会計年度任用職員を含む。条件付採用期間中の職員、企業職員、単純労務職員及び臨時的任用職員は除く。）に対し懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分が行われた場合に、職員が当委員会に対し審査請求をすることができる制度です。

当委員会は、職員から審査請求があった場合は、必要な審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば当該処分を承認し、違法・不当であれば修正し、又は取り消し、及び必要があれば不当な取扱いの是正を指示します。

〇職員からの苦情相談

　一般職の職員（条件付採用期間中の職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む。）は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情について、相談することができます。（企業職員及び単純労務職員を除く。）

　相談内容に応じて制度の説明や助言等を行います。また、必要がある場合には、相談者の了解を得た上で関係当事者に調査及び指導等を行う場合があります。

周南市一般職職員の方で上記の内容についてお問い合わせ等される場合には、極力、事務局へ下記の事項を伝えていただきますようにお願いします。

①職名　②所属　③氏名　④お問い合わせの内容　⑤今後の連絡先

措置要求、審査請求及び苦情相談をされる場合、職務に専念する義務の免除に該当しないとされていますので、ご注意ください。

なお、職務に専念する義務及び休暇の詳しいことについては、人事課に確認をしてください。